

さわら起業塾 2025

受講者募集!

受講料
無料

定員
20名

福岡市内で創業を目指す方、創業後5年以内の方を対象に
夢の実現のために必要なステップや、具体的な手法を学ぶためのセミナーです。

開催日時・内容

令和7年11月6日(木) [19:00~21:00]

1
日
目

経営

あなたの夢を実現する
ビジネスモデルを作ろう
強みを活かした
コンセプト作りをしよう



講師/販促プランナー
経営コンサルタント 松永 幸子氏

令和7年11月13日(木) [19:00~21:00]

2
日
目

財務

創業者が知っておくべき
税務や経理のポイント、
儲かる仕組みの作り方を
学ぼう!



講師/中小企業診断士 高野 晋一氏

令和7年11月27日(木) [19:00~21:00]

3
日
目

人材育成

法律・制度を知って
リスク管理を図ろう!
開業するために必要な「創業手続き」「労務」
「法務」に関する基礎知識を習得し、自社を
守るためのリスク管理を図っていきましょう。



講師/中小企業診断士 川瀬 健誠氏

令和7年12月4日(木) [19:00~21:00]

4
日
目

販路開拓

売上を伸ばすための
3つの販路開拓法を知ろう
アナログ&デジタルを駆使した
販売促進でPR方法を考えよう



講師/販促プランナー 辻山 敏氏

申込期間

令和7年10月1日(水)~令和7年10月24日(金) ※定員になり次第受付切

場 所

早良商工会2階研修室(福岡市早良区東入部2-14-10)

参加対象者

- 市内在住または市内で概ね1年以内に創業を検討中の方
 - 創業5年未満の方(事業を開始した日以後5年を経過していない個人又は法人)
 - 全4回連続受講できる方は、特定創業支援等事業の対象となります。
- ※詳しくは裏面をご覧ください。

問い合わせ・
申込み先

受講申込書に必要事項を記入後、FAX・メール・郵送のいずれかよりお申込みください。

早良商工会 / 〒811-1102福岡市早良区東入部2-14-10

電 話 092-804-2219 FAX 092-804-4455

メール sawara@shokokai.ne.jp

主催・後援

主催:早良商工会 後援:福岡市 令和7年度伴走型小規模事業者支援推進事業



【セミナー受講者対象】創業期にうれしい! 特定創業支援等事業4つのメリット

メリット

1

会社設立時の登録免許税軽減

資本金の

0.7% ▶ 0.35%

(株式会社・合同会社を設立する場合)

設立する会社が株式会社または合同会社で、最低税額の場合、株式会社設立は15万円が7.5万円に軽減、合同会社設立は6万円が3万円に軽減。

※特定創業支援等事業により支援を受けた方のうち、会社設立後の方が組織変更を行う場合は登録免許税の軽減を受けることができません。

※福岡市が交付する証明書をもって、他の市区町村で創業する場合又は会社を設立する場合には、登録免許税の軽減措置を受けることができません。

問い合わせ・提出先:福岡法務局

メリット

2

福岡市新規創業促進補助金

問い合わせ・提出先:福岡市経済文化局

創業推進部創業支援課

(1)補助対象経費 会社を設立するために必要な登録免許税額
国の特定創業支援事業を活用して登録免許半額軽減を受けた方に対し、福岡市独自の支援として残りの半額相当額を支援します。

(2)補助額 株式会社設立の場合:75,000円
合同会社設立の場合:30,000円

(3)申請受付期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日 ※予算が無くなり次第終了

メリット

3

創業関連保証の利用開始月の前倒し

2ヶ月前 ▶ 6ヶ月前

※創業2ヶ月前から対象となる創業関連保証の特例について、事業開始6か月前から利用の対象となります。

※特定創業支援等事業により支援を受けた方のうち、6ヶ月以内にこれから初めて事業を営む個人または、創業開始から5年を経過していない個人事業主の方が支援対象の要件となります。

※福岡市が交付する証明書をもって、他の市区町村で創業する場合であっても、創業関連保証の特例を活用することができます。

※別途、審査を受ける必要があります。問い合わせ・提出先:信用保証協会(詳しくはホームページ等をご確認下さい。)

メリット

4

日本政策金融公庫新規開業資金

新規開業・スタートアップ支援資金:貸付利率の引き下げの適用を受け、同資金を利用することが可能になります。

※別途、審査を受ける必要があります。

問い合わせ・提出先:日本政策金融公庫(詳しくはホームページ等をご確認下さい。)

・上記のメリットを受けようと思われる方は、原則すべての講義を受講された方に限ります。(1～2は、福岡市で創業される方のみ)

・上記のメリットの内容については変更の可能性がありますので、ご利用の際は、事前に必ず窓口の福岡市経済観光文化局創業推進部創業支援課(TEL092-711-4455)宛、お問合せ下さい。

※それぞれのメリットの内容については、各問い合わせ先にお問い合わせ下さい。

さわら起業塾2025(創業セミナー)受講申込書

※早良商工会事務局にFAX、E-mail、郵送でお申込下さい。

FAX

092-804-4455

メール

sawara@shokokai.ne.jp

フリガナ		生年月日	昭和
氏名		平成	年 月 日 (歳)
住所	〒	TEL	
		FAX	
現在の職業		E-Mail	
アンケートにご協力ください	Q1.さわら起業塾(創業セミナー)をどのような方法でお知りになりましたか?(複数回答可) ☐PRチラシ ☐市報 ☐商工会ホームページ ☐友人等の紹介 ☐その他() Q2.創業はいつ頃をお考えですか?(1つ選択) ☐既に創業している(年 月創業) ☐2025年中 ☐2026年中 ☐未定 Q3. 具体的な創業計画をお持ちですか?(1つ選択) ☐既に創業している(年 月創業) ☐創業計画作成済 ☐創業計画作成中 ☐これから計画を作成する予定 ☐未定(これから考える) Q4. 創業予定の業種は何ですか? ☐サービス業 ☐卸・小売業 ☐飲食業 ☐製造業 ☐建設業 ☐その他() ☐未定 →具体的な業務内容を教えてください。 ()		